8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

平成 28 年改正児童福祉法において、「家庭養育優先原則」が明記され、こどもの最善の利益を実現するため、こどもを家庭において養育することが困難又は適当でない場合には、こどもを「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるようにしなければならないとされており、代替養育を必要とするこどもについては、里親等への委託を推進する必要があります。

このような中、本県ではこれまで毎年 10 月の里親月間を中心に里親制度の周知・啓発に取り組むとともに、受け皿となる里親の開拓に積極的に取り組んできた結果、里親世帯数は令和5年度末時点で322世帯と前計画策定時から倍増するとともに、全国最下位であった里親等委託率も30.5%と着実に上昇してきました。

今後、里親等委託を一層推進していくため、こどものニーズを踏まえ、里親やファミリーホームへの委託が必要なこども数の見込みを時点修正するとともに、里親等委託率の新たな目標値を設定しました。

主な取組内容

(1) 代替養育を必要とするこどもの受け皿の確保

家庭養育優先原則を実現するためには、こどものニーズが多様化する中、里親を中心に代替養育を必要とするこどもの受け皿を十分に確保する必要があります。

一方、児童相談所がこどもの代替養育の場を決定するに際して、実親から里親委託の同意 が得られない場合があり、里親制度の意義、とりわけ養育里親の役割を広く社会に浸透させ ていくことが必要です。

このため、里親制度の社会的認知度の向上を図るとともに、こどもの多様なニーズに対応できる里親の確保に向け、里親支援センターをはじめ、里親候補となる地域住民に最も近い市町と連携し、里親制度の周知・啓発に取り組みます。

また、現在、代替養育を受けているこどもにとって、養育の場や学校、地域の中で築いてきた関係性が大切なものであることを踏まえ、これまで育んできた人間関係や生活環境を可能な限り継続しながら、こどものニーズに合わせた養育環境を提供できる体制づくりを進めていく必要があります。

県としては、優先すべきはこどもの最善の利益であるという意識を関係機関と共有しながら、委託可能な里親を増やし、個々のニーズに合わせた代替養育の場の提供を推進します。

(2) 里親支援センターによる包括的な里親養育支援体制の構築

本県におけるフォスタリング業務は、これまで児童相談所の里親養育支援児童福祉司等が 主体となって行ってきましたが、里親の強みと課題を理解し、里親やこどもとの信頼関係を 構築する観点から、養育に関する専門的な知見を有する民間団体により一貫した体制の下で 継続的に支援を提供することが求められています。

また、こどもの代替養育の場が頻繁に変わることは、こどもの情緒への影響が大きいことから、里親がこどもにとって安定した養育となるよう、里親の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな支援が必要です。

このような里親養育における支援ニーズを充足させるためには児童相談所の対応だけでは 限界があることから、養育の専門性や知見を有する民間団体による里親支援センターを活用 し、児童相談所や施設(里親支援専門相談員)等の関係機関と連携しながら里親を孤立させ ない地域ネットワークの構築に取り組みます。

前計画の達成見込み

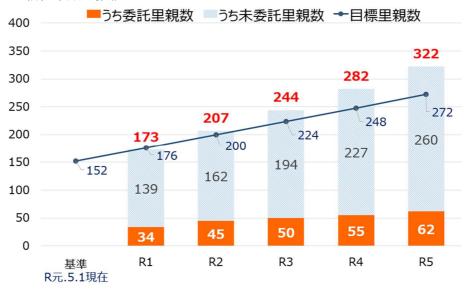
年齡区分別里親等委託率(各年度末)

(単位:%)

	年度		R1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
3	歳未満	目標値	22.0	28.0	32.0	38.0	42.0	48.0
		実績値	12.0	30.6	37. 1	43.5	29.6	_
3点	数から就学前	目標値	23.0	27.9	34.4	39.3	44.3	50.8
		実績値	24.6	25.0	23. 1	27.3	38.8	_
学:	童期以降	目標値	17. 2	18.9	20.3	22.0	23. 7	25.4
		実績値	18.0	20.4	23.9	27. 4	29.4	_
全	体	目標値	18.3	20.8	23.1	25.5	27.8	30.4
		実績値	18.3	21.8	24.7	28. 2	30.5	-
	(参考)全国	国平均	21.5	22.8	23.5	24.3	未公表	1

厚生労働省「福祉行政報告例」より

(参考) 里親世帯数の推移



≪評価≫

- ・里親等委託率は、令和元年度から令和5年度までの5年間で18.3%から30.5%にまで上昇しています。ただし、年齢区分別の里親等委託率は、令和5年度末時点で、3歳未満が29.6%、3歳~就学前が38.8%、学童期以降が29.4%となっており、愛着形成に重要な時期である乳幼児の里親等委託を一層推進していく必要があります。
- ・本県の里親世帯数は年々増加していますが、こどもの委託を受けている里親は約2割にと どまっています。この主な要因は、里親委託について実親の同意が得られないことや、こ どものニーズと里親が希望するこどもの属性とのミスマッチが生じているためです。
- ・未委託里親の中には現時点でこどもを預かれる状況にないと考えられる家庭などもあり、 全ての里親に委託ができるわけではありません。

取組の現状と資源の整備方針

- 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み
 - ・代替養育を現に受けているこども数について、過去5年間では概ね同水準で推移していますが、10年前(平成26年度)の563人から大幅に減少しています。(表19)
 - ・令和5年度に一時保護したこどもについて、児童相談所がケアニーズ※にのみ着目した場合に、望ましいと考えられる措置先を評価し、こども数を計上しました(措置が必要ないと判断されたケースは除く)。約6割が里親やファミリーホームへの委託が望ましいという結果になりました。(表20)
 - ※「できる限り良好な家庭的環境」を必要とするこどもとは、国から「医療的ケアの必要性や行動の問題等から里親やファミリーホームでの養育が困難」「年長児で家族に対する拒否感が強い」場合などが示されています。
 - ・里親委託に移行が必要なこども数として国が目安としている「乳児院・児童養護施設に長期間措置されているこども数」について、本県における令和6年6月1日現在の状況は表21のとおりです。なお、国の里親委託ガイドラインでは、「当初は里親委託を検討したが、うまく里親と適合しなかったことから施設に入所している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての子どもについて、子どもの状態と保護者の状況を考慮し、常に里親への委託を積極的に検討する」とされています。
 - ・現に代替養育を受けているこどもの措置先(表 22-1)と、ケアニーズにのみ着目した場合の望ましい措置先(表 23-1)を比較したところ、乳児院及び児童養護施設で養育されているこどものうち里親等委託が望ましいとされたこども数は 162 人(310 人-148 人)でした。ただし、虐待や問題行動等による専門的ケアが必要ないと考えられるケースを養育里親へ委託することを前提としており、こどものニーズや意見を踏まえた場合は、減少する見込みです。
 - ・「5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み」で示した令和 11 年度末のこども数 436 人について、ケアニーズにのみ着目した場合の望ましい措置先を反映した里親やファミリーホームの委託こども数の見込みは表 24-2 のとおりであり、現状(令和6年6月現在)の年齢区分等の比率に基づく里親やファミリーホームの委託こども数の見込み(表 24-1)との差は表 25 のとおりです。
 - ・里親等委託の考え方の中には、養育経験豊富な里親等の養育経験者が運営するファミリーホームが適当なこどもも含まれていますが、便宜上、家庭と同様の環境が望ましいこどもの措置先として「里親」に限定して取組みを検討します。(表 24-2)

表 19 代替養育を受けているこども数の状況(施設等別)

(単位:人)

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	平均
	30	29	29	28	30	29
前年比	_	97%	100%	97%	107%	_
対 R1 年度比	_	97%	97%	93%	100%	-
児童養護施設	386	376	360	332	309	353
前年比	-	97%	96%	92%	93%	1
対 R1 年度比	1	97%	93%	86%	80%	ı
里親	45	64	83	91	90	75
前年比	-	142%	130%	110%	99%	1
対 R1 年度比	1	142%	184%	202%	200%	ı
ファミリーホーム	44	43	51	51	58	49
前年比	-	98%	119%	100%	114%	1
対 R1 年度比	_	98%	116%	116%	132%	-
全体(合計)	505	512	523	502	487	506
前年比	_	101%	102%	96%	97%	-
対 R1 年度比	_	101%	104%	99%	96%	_

各年度、代替養育を受けているこども数が最大となる3月1日現在のこども数を計上。

表 20 一時保護したこどものケアニーズにのみ着目した場合に望ましい措置先 (単位:人)

代替養育	人数	比率	里親等人数	里親比率	
里親	養子	2	2%	51	59%
主 税	養育・FH	49	56%	31	39%
乳 児	院	6	7%		
児童養	護 施 設	14	16%		
児童心理治	台療施設	0	0%		
児童自立式	を援施設	7	8%		
福祉型障害児	己入所施設	3	3%		
医療型障害児	己入所施設	0	0%		
自立援助	ホーム	6	7%		
合	計	87	100%		

令和6年6月愛媛県子育て支援課調べ。令和5年度に一時保護したこどもについて望ましい措置先を評価して計上。「FH」はファミリーホームの意。

表 21 乳児院・児童養護施設に長期間措置されているこども数

(単位:人)

種別	該当数	対象数	割合
乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	21	24	87.5%
児童養護施設に乳児院から措置変更された乳幼児数	13	15	86. 7%
児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数	5	15	33.3%
児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数	192	271	70.8%

令和6年6月愛媛県子育て支援課調べ。令和6年6月1日現在の状況。

表 22-1 代替養育を受けているこども数 [令和6年6月1日現在]

年度	乳児院	児童養護 施設	里親	ファミリー ホーム	合計
3歳未満	15人	0人	10人	0人	25 人
3歳~就学前	9人	15 人	11人	5人	40 人
学童期以降	0人	271 人	68 人	46 人	385 人
合計	24 人 286 人		89 人	51 人	450 人

表 23-1 代替養育を受けているこどものケアニーズにのみ着目した場合の望ましい措置先のこども数 [令和6年6月1日現在]

年度	乳児院	児童養護 施設	里親	ファミリー ホーム	合計
3歳未満	4人	0人	21 人	0人	25 人
3歳~就学前	5人	4人	26 人	5人	40 人
学童期以降	0人	135 人	204 人	46 人	385 人
	1	48人 ———			
合計	'9人	139 人	251 人	51 人	450 人

現状における委託可能な里親・ファミリーホーム数は考慮していない。

表 22-2 代替養育を受けているこども数の割合 [令和6年6月1日現在]

年度	乳児院	児童養護 施設	里親	ファミリー ホーム	合計
3歳未満	3.3%	0.0%	2.2%	0.0%	5.5%
3歳~就学前	2.0%	3.3%	2.5%	1.1%	8.9%
学童期以降	0.0%	60.3%	15.1%	10.2%	85.6%
合計	5.3%	63.6%	19.8%	11.3%	100%

表 22-1 の年齢・措置先ごとの割合

表 23-2 代替養育を受けているこどものケアニーズにのみ着目した場合の望ましい措置先の割合 [令和6年6月1日現在]

年度	乳児院	児童養護 施設	里親	ファミリー ホーム	合計
3歳未満	0.9%	0.0%	4.6%	0.0%	5.5%
3歳~就学前	1.1%	0.9%	5.8%	1.1%	8.9%
学童期以降	0.0%	30.0%	45.4%	10.2%	85.6%
合計	2.0%	30.9%	55.8%	11.3%	100%

表 23-1 の年齢・措置先ごとの割合

衣です								
年度	乳児院	児童養護 施設	里親	ファミリー ホーム	合計			
3歳未満	14人	0人	10人	0人	24 人			
3歳~就学前	9人	14人	11人	5人	39 人			
学童期以降	0人	263 人	65 人	45 人	373 人			
合計	23 人	277 人	86 人	50 人	436 人			

表 24-1 令和 11 年度末の代替養育を必要とするこども数の見込み 「現状ベース」

令和 11 年度末の代替養育を必要とするこども数の見込み (436人) を基に、表 22-2 の令和 6年 6月現在の年齢区分の比率等に基づいて算出

表 24-2 令和 11 年度末の代替養育を必要とするこども数の見込み

[ケアニーズにのみ着目した場合の望ましい措置先を反映]

年度	乳児院	児童養護 施設	里親	ファミリー ホーム	合計
3歳未満	4人	0人	20 人	0人	24 人
3歳~就学前	5人	4人	25 人	5人	39 人
学童期以降	0人	130人	198 人	45 人	373 人
合計	9人	134 人	243 人	50 人	436 人

令和 11 年度末の代替養育を必要とするこども数の見込み (436 人) に、表 23-2 の令和 6 年 6 月現在の望ましい措置先の割合を反映させたもの。

表 25 表 24-1「令和 11 年度末の代替養育を必要とするこども数の見込み[現状ベース]」 と表 24-2「令和 11 年度末の代替養育を必要とするこども数の見込み[ケアニーズに のみ着目した場合の望ましい措置先を反映]」の差

のの自己の心場合の主のでも出産のに次代的の生							
年度	乳児院	児童養護 施設	里親	ファミリー ホーム			
3歳未満	△10 人	±0人	+10人	±0人			
3歳~就学前	△4 人	△10人	+14人	±0人			
学童期以降	±0人	△133人	+133人	±0人			
合計	△14 人	△143 人	+157人	±0人			

表 24-2 の人数から表 24-1 の人数を引いたもの。

里親の現状と里親世帯数の見込み

- ・令和5年度末現在の里親世帯数は、里親の種類ごとの登録の重複を含めて 454 世帯、重複を排除した実世帯では322世帯となっており、このうち19%にあたる61世帯(他県の児童相談所から委託を受けている1世帯を除いた数)に 85 人のこどもを委託しています。(表26、27)
- ・里親世帯数や委託数は年々増加していますが、過去5年間の受託率は20%前後で推移しています。(表27)受託率の全国平均が令和3年度末現在で31.0%であることを考慮すると、今後、委託可能な里親の開拓を行うとともに、未委託里親への養育機会の付与や研修等による養育スキルの向上を図っていく必要があります。
- ・様々な事情により登録を消除する里親世帯が毎年度一定数発生していますが、過去5年平均でみると1年あたり34世帯の純増となっています。(表28)

・今後、里親の開拓に当たっては、単に母数を増やすのではなく、里親委託が比較的困難な中高生年代や障がい等のあるこどものほか、愛着形成に極めて重要な時期である0~2歳の乳幼児を預かることのできる養育里親の開拓を目的としたリクルート活動の強化に取り組みます。このため、里親世帯数の見込みについては、当面は同様な傾向が続くものと考えて算出しました。

表 26 里親世帯数

(単位:世帯)

	(十位・)				
年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
養育里親	163	196	233	282	305
前年比		120%	119%	121%	108%
対 R1 年度比	_	120%	143%	173%	187%
専門里親	2	2	2	4	4
前年比	1	100%	100%	200%	100%
対 R1 年度比	_	100%	100%	200%	200%
親族里親	9	10	10	12	16
前年比		111%	100%	120%	133%
対 R1 年度比	_	111%	111%	133%	178%
養子縁組里親	74	90	105	122	129
前年比		122%	117%	116%	106%
対 R1 年度比	_	122%	142%	165%	174%
全体	248	298	350	420	454
前年比	_	120%	117%	120%	108%
対 R1 年度比		120%	141%	169%	183%

厚生労働省「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。種別を重複して登録している里親を含む。

表 27 委託を受けている里親の割合

(単位:世帯)

里親種類	年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
養育里親	里親数	26	36	38	42	43
	受託率	16%	18%	16%	15%	14%
市明田始	里親数	0	0	0	0	1
専門里親	受託率	0%	0%	0%	0%	25%
+0.14 m.+0	里親数	8	8	10	12	16
親族里親	受託率	89%	80%	100%	100%	100%
美フ 妈の田知	里親数	0	1	2	2	2
養子緣組里親	受託率	0%	1%	2%	2%	2%
	(実世帯数)	(173)	(207)	(244)	(282)	(322)
全体	里親数	34	45	50	56	62
	受託率	19.7%	21.7%	20.5%	19.9%	19.3% [*]

厚生労働省「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。里親数はこどもの委託を受けている世帯数(県外の児童相談所からの委託を含む)。受託率は登録されている里親世帯数に占める委託を受けている里親世帯の割合。※R5年度末の県外の児童相談所から委託を受けている里親を除く受託率は18.9%。

表 28 新規里親登録の状況

(単位:世帯)

(単位:世帯)

里親種類	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	平均
養育里親	35	39	46	50	51	44
専門里親	0	0	0	2	0	0
親族里親	3	3	3	2	5	3
養子緣組里親	9	21	28	26	18	20
全体	47	63	77	80	74	68
実世帯数	173	207	244	282	322	_
増減	+21	+34	+37	+38	+40	+34

厚生労働省「福祉行政報告例」より。各年度末の状況。種別を重複して登録している里親を含む。

<里親世帯数(種類別)の見込み>

里親種類	R 7	R 8	R 9	R10	R11				
養育里親 ※2	372	406	440	474	508				
専門里親 ※3	10	12	14	16	18				
親族里親 ※4	17	17	17	17	17				
養子縁組里親 ※5	157	171	185	200	214				
実世帯数 ※1	390	424	458	492	526				

- ※1) 令和5年度末時点の322世帯を基に毎年度34世帯ずつ増加するものとして算定。
- ※2) 実世帯数から親族里親数及び養子縁組里親(単独登録1世帯)を控除した数。
- ※3) 令和6年10月現在で8世帯であることを踏まえ、毎年度2世帯ずつ増加するものと見込む。
- ※4) 今後の推移を見込むことが困難であるため、令和6年10月現在の17世帯を採用。
- ※5)令和5年度末の養育里親のうち養子縁組里親と重複して登録している割合(42%)により算定。

● ファミリーホームの現状とのファミリーホーム数の見込み

- ・ファミリーホームは、一定の養育経験のある里親を養育者に置き、県へ届出することで開設することができ、これまで県が開設準備支援を行ってきたこともあり、県内のファミリーホーム数は増加しています。(表 29)
- ・各ファミリーホームへの委託児童数については立地地域によって違いがあり、地域によっては委託児童数の増加が見込まれないところもあります。
- ・今後のファミリーホーム数の見込みについては、令和6年度以降の開設相談等の状況を踏まえて設定しました。

表 29 ファミリーホームの状況

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
ファミリーホーム数	11 所	12 所	12 所	14 所	18 所
定員数	66 人	72 人	72 人	84 人	107人
委託児童数	43 人	41 人	42 人	46 人	50人

厚生労働省「福祉行政報告例」による(ただし、休止中のファミリーホームは除く)。各年度末の状況。

<ファミリーホーム数の見込み>

年度	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ファミリーホーム数	20 所	21 所	22 所	23 所	24 所
定員数	117人	122人	127人	132 人	137人

ファミリーホーム数1か所あたりの定員数を5人として算定。

里親登録に係る審議会の開催

本県では、里親登録に関して、愛媛県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親専門部会において、児童相談所による申請者の家庭調査を基に、里親としての適性について意見を聴くこととしています。定例の審議会については、令和5年度までは年1回開催していましたが、登録機会の拡充を図るため、令和6年度からは年2回開催しています。また、こどもの状況等を踏まえて早急に里親登録が必要な事情がある場合には、随時持ち回り審議により開催しています。

今後、定例の審議会については、里親支援センターによる法定研修や児童相談所による家 庭調査の実施体制のあり方を検討し、開催回数を増やすよう努めます。

<里親登録に係る審議会(定例分)の開催回数の年次計画>

年度	R 7	R 8	R 9	R10	R11
開催回数	2 回	2 🗇	4 🛭	4 🗇	4 🗇

里親等委託率の目標設定

- ・本県におけるこどものケアニーズにのみ着目した場合の望ましい措置先を前提とした代替 養育を必要とするこども数の見込みは表 24-2 のとおりであり、表 25 の「令和 11 年度末の 代替養育を必要とするこども数の見込み[現状ベース]」と「令和 11 年度末の代替養育を必 要とするこども数の見込み[ケアニーズにのみ着目した場合の望ましい措置先を反映]」の 差を計画期間(5年)で埋めていくことを想定した場合、1年あたり、里親委託するこど もについて、3歳未満で2.0人、3歳~就学前で2.8人、学童期以降で26.6人の合計31.4 人を増加させることになります。(表 30)
- ・一方、代替養育を必要とするこどものニーズが多様化する中で、里親が委託を希望することもの属性とミスマッチが生じており、特に代替養育を必要とするこどもの年代で最も多い学童期以降については、こどもの意見を汲み取りながら、丁寧にマッチングを行い、こともにとって不利益とならないように進めて行く必要があることを考慮すると5年間での達成は困難な状況です。
- ・こどもを里親に委託する際には、こどもの状況を踏まえ、里親の強みや課題を踏まえた最適な里親候補の選定が必要であり、包括的な里親養育支援を担う里親支援センターと連携したマッチングが重要です。特に、養育里親については、実親との親子関係は維持しながら里親家庭での生活を始めることとなるため、学校や地域とのつながりなど生活環境の継続性や里親の養育スキル、こどものニーズや相性も含めて十分にアセスメントし、丁寧にマッチングしていく必要があります。
- ・令和 11 年度末時点において、<u>ケアニーズにのみ着目した場合に里親家庭での養育が望ましいこども(243 人)全ての里親委託が実現される場合</u>、委託を受けている里親世帯数は、1世帯当たりの委託児童数を 1.26 人(R 3年度全国平均値)と仮定すると、<u>193 世帯</u>となります。この場合の里親等委託率は、表 24-2 から 67.2%(293 人/436 人)となります。
- ・計画期間を通じて受託率を段階的に全国平均(31.0%)にまで引き上げることを目標とし、令和11年度末までにこどもの委託が可能な里親世帯数を163世帯に増やすことを目指しま

- す。(表 31) この結果、各年度における里親委託こども数は増加していく見込であり、毎年 度里親に移行するこども数の見込みを表 32 のとおり設定しました。
- ・今後、里親支援センターによる養育スキルの向上のための研修実施のほか、短期里親委託 や子育て短期支援事業による未委託里親の養育機会の充実を図り、長期的なこどもの養育 の具体的なイメージを持たせることで里親の希望とこどもの属性とのミスマッチの解消を 図り、未委託里親への委託を推進します。

表 30 表 25 の差を計画期間(5年)で埋める場合に、1年あたりに措置するこども数

年度	乳児院	児童養護 施設	里親	
3歳未満	△2.0人	±0.0人	+2.0人	
3歳~就学前	△0.8人	△2.0人	+2.8人	
学童期以降	±0.0人	△26.6人	+26.6人	
合計	△2.8人	△28.6人	+31.4人	

表 24-2 の人数から表 24-1 の人数を引いたもの。

表 31 こどもの委託が可能な里親世帯数の見込み

年	变	R 7	R 8	R 9	R10	R11
里親登録数	1	390 世帯	424 世帯	458 世帯	492 世帯	526 世帯
受 託 率	2*1	21.3%	23.7%	26.1%	28.5%	31.0%
受託世帯数	3(1*2)	83 世帯	100 世帯	119 世帯	140 世帯	163 世帯
委託児童数	③*1.26 人 ^{※2}	104人	126人	149 人	176人	205 人
(増減)		+6人*3	+22人	+23人	+27人	+29人

- ※1) 令和5年度末時点の受託率は18.9%であり、令和11年度末に全国平均値まで段階的に引き上げ。
- ※2) 1世帯当たりの委託こども数(R3全国平均)。
- ※3) 令和6年度末の代替養育を必要とするこども数の見込み(表 10) を基に、現状における代替養育を 受けているこども数の割合 [令和6年6月1日現在](表 22-2) を反映した里親委託こども数(98 人)からの増加数。

表 32 委託が可能な里親の増加見込数を前提として表 25 の差を計画期間(5年)で埋める場合に1年あたりに措置するこども数

	_	R 7	•		R8 乳児院 児童養護 施設 里親 △2.0人 ±0.0人 +2.0人 △0.8人 △2.0人 +2.8人		
年度	乳児院	児童養護 施設	里親	乳児院		里親	
3歳未満	△2.0人	±0.0人	+2.0人	△2.0人	±0.0人	+2.0人	
3歳~就学前	△0.8人	△2.0人	+2.8人	△0.8人	△2.0人	+2.8人	
学童期以降	±0.0人	△1.2人	+1.2人	±0.0人	△17.2人	+17.2人	
合計	△2.8人	△3.2人	+6.0人	△2.8人	△19.2人	+22.0人	

	R 9		R10			R11			
乳児院	児童養護 施設	里親	乳児院	児童養護 施設	里親	乳児院	児童養護 施設	里親	
△2.0人	±0.0人	+2.0人	△2.0人	±0.0人	+2.0人	△2.0人	±0.0人	+2.0人	
△0.8人	△2.0人	+2.8人	△0.8人	△2.0人	+2.8人	△0.8人	△2.0人	+2.8人	
±0.0人	△18.2人	+18.2人	±0.0人	△22.2人	+22.2人	±0.0人	△24.2人	+24.2人	
△2.8人	△20.2人	+23.0人	△2.8人	△24.2人	+27.0人	△2.8人	△26.2人	+29.0人	

各年度の里親へ移行するこども数の年代区分について、愛着形成に重要な時期の乳幼児を優先的に当ては め、残りのこども数を学童期以降として算定。

- ・国は、代替養育が必要な場合は、パーマネンシー保障の実現に向けた特別養子縁組や家庭と同様の環境である里親・ファミリーホームへの委託を原則とした上で、特に乳幼児期は愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、令和11年度末までに里親等委託率を乳幼児75%以上、学童期以降50%以上とするように求めています。
- ・里親等委託率の目標値については、「代替養育を必要とするこども数の見込み(表 10)を基に現状の代替養育を受けているこども数の割合(表 22-2)を反映した年齢・措置先別のこども数の見込み(表 33)」に表 32 の1年あたりに措置するこども数を加減算して設定しました。この結果、国の求める里親等委託率を上回る目標値となっていますが、こども一人ひとりのニーズを踏まえた最善の利益を念頭においた措置が決定されるべきものであるため、数値目標達成のために機械的に措置先を決定するものではありません。

表 33 各年度の代替養育を必要とするこども数の見込みを現状の代替養育を受けているこども数の割合を反映した年齢・措置先別のこども数の見込み

	年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
	3歳未満	16 人	16人	16人	15 人	15 人	14 人
乳	3歳~就学前	10 人	10人	9人	9人	9人	9人
乳児院	学童期以降	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	26 人	26 人	25 人	24 人	24 人	23 人
	3歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人
施設 養護	3歳~就学前	16 人	16 人	16 人	16 人	15 人	14 人
施童養護	学童期以降	298 人	290 人	283 人	276 人	270 人	263 人
	合計	314 人	306人	299 人	292 人	285 人	277 人
	3歳未満	11人	10人	10人	10人	10人	10人
里	3歳~就学前	12人	12 人	12 人	11人	11人	11人
里 親	学童期以降	75 人	73 人	71 人	70 人	67人	65 人
	合計	98 人	95 人	93 人	91人	88 人	86 人
	3歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3歳~就学前	6人	5人	5人	5人	5人	5人
ホーム	学童期以降	50 人	49 人	48 人	47 人	46 人	45 人
	合計	56 人	54 人	53人	52人	51人	50人
	3歳未満	27 人	26 人	26 人	25 人	25 人	24 人
 슈	3歳~就学前	44 人	43 人	42 人	41 人	40 人	39 人
合計	学童期以降	423 人	412 人	402 人	393 人	383 人	373 人
	合計	494 人	481人	470 人	459 人	448 人	436 人

表 10 に表 22-2 を反映した年齢・措置先別

<里親等委託率の目標>(表34)

	年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
	3歳未満	16 人	14 人	12人	9人	7人	4人
乳	3歳~就学前	10 人	9人	7人	7人	6人	5人
乳児院	学童期以降	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	26 人	23 人	19 人	16 人	13 人	9人
	3歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人
施 設 養 護	3歳~就学前	16 人	14 人	12 人	10人	7人	4人
施養養	学童期以降	298 人	289 人	265 人	239 人	211人	180 人
100	合計	314 人	303 人	277 人	249 人	218 人	184 人
	3歳未満	11人	12 人	14 人	16 人	18 人	20 人
里	3歳~就学前	12 人	15 人	18 人	19 人	22人	25 人
里 親	学童期以降	75 人	74 人	89 人	107人	126人	148 人
	合計	98 人	101人	121 人	142 人	166人	193 人
	3歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人
カームファミリ	3歳~就学前	6人	5人	5人	5人	5人	5人
ームリ	学童期以降	50 人	49 人	48 人	47 人	46 人	45 人
	合計	56 人	54 人	53人	52 人	51人	50人
	3歳未満	27 人	26 人	26 人	25 人	25 人	24 人
 슈	3歳~就学前	44 人	43 人	42 人	41 人	40 人	39 人
合計	学童期以降	423 人	412 人	402 人	393 人	383 人	373 人
	合計	494 人	481人	470 人	459 人	448 人	436 人

表33に表32の1年あたりに措置するこども数を加減算

	年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
	3歳未満	40.7%	46.2%	53.8%	64.0%	72.0%	83.3%
委 黒	3歳~就学前	40.9%	46.5%	54.8%	58.5%	67.5%	76.9%
委 里 託 親 率 等	学童期以降	29.6%	29.9%	34.1%	39.2%	44.9%	51.7%
	合計	31.2%	32.2%	37.0%	42.3%	48.4%	55.7%

● 登録率と稼働率について

国の分析によると、代替養育を必要とするこども数に対する里親・ファミリーホームのキャパシティを表す指標(以下「登録率」という。)について、登録率が高い自治体ほど里親等委託率が高くなっており、里親世帯数を増やしていくことが必要とされています。一方で、キャパシティに対してどの程度里親・ファミリーホームへ委託されているかを表す指標(以下「稼働率」という。)は、里親登録が進んでいる(登録率が高い)自治体ほど未委託里親が増えている(稼働率が低い)状況にあります。

このため、里親世帯数を増やしていくとともに、未委託里親への委託を推進していくこと が必要です。

里親·FH委託児童数

里親等委託率=

代替養育必要児童数(乳児院·児童養護施設·里親·FH)

登録率 里親数×平均受託児童数+FHの定員数

代替養育必要児童数

稼働率 =

里親·FH委託児童数

里親数×平均受託児童数+FHの定員数

本県の過去3か年の登録率と稼働率の状況を見ると、里親世帯数やファミリーホーム数の増加に伴い令和4年度以降登録率が100%を上回っておりますが、稼働率が25%前後で推移しています。(表35)

表 35 登録率と稼働率の推移

年度	里親 世帯数	平均受託 児童数	FH 定員数	乳児院 児童数	児童養 護施設 児童数	里親委託 児童数	F H委託 児童数	登録率	稼働率
R 3	244 世帯	1.55人	72 人	28 人	331 人	76 人	42 人	94.4%	26.2%
R 4	282 世帯	1.52人	84 人	26 人	300人	82 人	46 人	112.8%	25.0%
R 5	322 世帯	1.39人	107人	26 人	282 人	85 人	50人	125.4%	24.3%

各年度末の状況。

本県の目標とする各年度の里親等委託率を実現する場合、里親世帯数の見込みとファミリーホーム数の見込みを基にした登録率と稼働率は次のとおりです。

<登録率と稼働率の見込み>

年度	里親 世帯数	平均受託 児童数	F H 定員数	乳児院 児童数	児童養 護施設 児童数	里親委託 児童数	F H委託 児童数	登録率	稼働率
R 7	390 世帯		117人	23 人	303 人	101人	54 人	126.5%	25.5%
R 8	424 世帯		122人	19人	277人	121人	53人	139.6%	26.5%
R 9	458 世帯	1.26人	127人	16 人	249 人	142 人	52人	153.4%	27.6%
R10	492 世帯		132 人	13 人	218 人	166 人	51人	167.8%	28.9%
R11	526 世帯		137人	9人	184人	193 人	50人	183.4%	30.4%

平均受託児童数は令和3年度の全国平均による。

● フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

本県では令和6年8月、福祉総合支援センター及び東予子ども・女性支援センター管内の 里親の支援を担う民間の里親支援センター2施設(主たる事務所の所在地:松山市内)を認 可し、児童相談所や愛媛県里親連合会、施設等と連携し、里親とこどもの信頼関係の構築に 努めながら里親支援をスタートさせています。 また、里親支援専門相談員については、令和6年4月現在で、児童養護施設7か所に7人が配置されており、里親支援センターや児童相談所と連携しながら訪問等による相談支援や 里親サロン等による交流支援を精力的に展開しています。

さらに、愛媛県里親連合会においても、研修会等により養育技術の研鑽を積みながら、里 親サロン等による交流支援などに取り組んでいます。

このような中、今後、里親支援センターにおいては、里親のリクルートやアセスメント、 研修、委託中の里親支援、措置解除後の支援などの各場面で、市町をはじめ、施設や里親会 といった既存の資源を活用し、連携を強化して支援の充実を図っていきます。

具体的には、里親委託後において、里親を孤立させないよう、委託を受けた里親と里親支援センターや児童相談所、施設などの関係機関が委託されたこどもをチームとなって養育する地域の支援ネットワークの構築に取り組みます。

● 里親支援センターの状況と設置必要数について

里親支援センターは現在2施設を設置認可していますが、南予子ども・女性支援センター 管内の里親については、児童相談所を中心に里親支援専門相談員等と連携してフォスタリン グ業務を実施しています。

同センター管内の里親世帯数は、令和5年度末時点で 40 世帯であり、このうちこどもの 委託を受けている世帯数は 13 世帯となっています。他の児童相談所からもこどもの状況や 家族関係を踏まえて同センター管内の里親に委託を行う場合があり、県内全域で包括的なフ ォスタリング業務体制を構築する必要があります。

このため、南予子ども・女性支援センター管内において包括的なフォスタリング業務を担う里親支援センターの設置を推進します。

<里親支援センターの設置数の見込み>

児童相談所	里親支援センター	R 7	R 8	R 9	R10	R11
福祉総合支援センター	えひめ里親支援サポート 支援センターコイノニア	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1施設
東予子ども・女性 支援センター	里親支援センター子ど もリエゾン	1 施設				
南予子ども・女性 支援センター	(未定)	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1施設
計		3 施設				

福祉総合支援センター及び東予子ども・女性支援センター管内の里親については、里親支援センター2施設が連携・分担して支援を実施。

民間フォスタリング機関の状況と設置必要数

本県では唯一の民間フォスタリング機関として、昭和 40 年に設立された愛媛県里親連合会(各児童相談所管内に地区里親会が組織)が里親制度の周知啓発や里親研修、研究発表など様々な里親に関する活動を展開しています。

本県でのフォスタリング業務については、里親支援センターにおいて、児童相談所や各施設、里親会などの関係機関と連携して行うため、現時点で里親会以外の民間フォスタリング機関の設置が必要な状況にはありません。

● 児童相談所における里親等支援体制の整備

平成 28 年児童福祉法改正により、里親制度の普及啓発による里親の開拓や里親とこどものマッチング、里親への相談支援、里親に委託されたこどもの自立支援に至るまでの包括的

なフォスタリング業務が都道府県(児童相談所)の業務として位置付けられました。

本県においては、これらのフォスタリング業務は児童相談所と里親支援センターとが連携 して行いますが、児童相談所は里親の登録や里親等への委託に関する権限と責任を有してい ることから、フォスタリング業務全体を適切にマネジメントする必要があります。

このため、各児童相談所管内の里親世帯数や委託されているこども数等を踏まえ、里親養育支援児童福祉司をはじめとする里親支援担当職員の適正な配置に努めます。

【児童相談所の里親支援担当職員の配置状況(R6年4月現在)】

児童相談所	職名	職員数
福祉総合支援センター	児童福祉司	3名(専任1・兼任2)
1田1山心口又1及ビフタ	里親養育支援コーディネーター	1名(会計年度)
東予子ども・女性支援センター	児童福祉司	2名(兼任)
南予子ども・女性支援センター	保健師	1名(兼任)

里親に関する法定研修以外の研修の充実

里親登録を希望する者は、登録前に法定研修を受講する必要がありますが、多様なニーズのあるこどもを里親が実際に預かり、養育していくためには、より実践的な研修を通じて里親の養育スキルアップを図るとともに、こどもの権利擁護や虐待防止等への理解を深めていく必要があります。

このため、里親支援センターにおいて、未委託里親を含めた里親の二一ズ等を踏まえながら研修を企画・運営し、里親の養育スキルアップに取り組むとともに、研修を里親のアセスメントの機会としても活用し、里親等の強みや課題を捉え、その後の適切なマッチングに努めます。

<里親に関する法定研修以外の研修の年次計画>

研修主体	R 7	R8	R 9	R10	R11
◉えひめ里親サポート					
センターコイノニア	12 🗔	12 🗔	12 🖂	12 回	12 🗔
◉里親支援センター	12 回	12 回	12 回	12 ഥ	12 回
子どもリエゾン					
【受講者数】	延べ 360 人				

各センター各年度6回開催、各回30人受講を想定。

≪里親等委託率の目標達成に向けた取組(まとめ)≫

- ① 児童相談所内全体のケース進行管理と定期的な評価の実施(ケースマネジメントの徹底) [P35 児童相談所におけるケースマネジメント体制の強化]
- ② 里親制度の社会的認知度向上に向けた周知・啓発やこどもの多様なニーズに対応できる 里親の確保

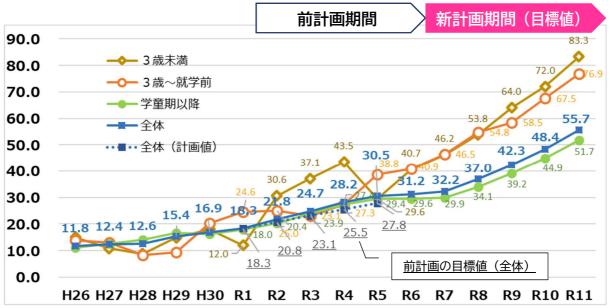
「P39 代替養育を必要とするこどもの受け皿の確保】

- ③ 委託を受けた里親と里親支援センターや児童相談所、施設などの関係機関がこどもをチームとなって養育する地域ネットワークの構築
 - [P39 里親支援センターによる包括的な里親養育支援体制の構築]
 - [P52 フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築]
- ④ 里親支援センターによる養育スキル向上のための研修の充実や、里親の希望とこどもの 属性とのミスマッチの解消に向けた未委託里親の養育機会の充実

[P47 里親委託率等の目標設定] [P54 里親に関する法定研修以外の研修の充実]

- ⑤ フォスタリング業務全体をマネジメントする児童相談所の里親支援担当職員の適正配置 [P53 児童相談所における里親等支援体制の整備]
- ⑥ 児童相談所の児童福祉司等の国標準に応じた適正配置 [P74 児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー(SV)及び児童心理司の配置数] [P74 市町支援児童福祉司の配置数]

【里親等委託率の推移と目標値】



(注) R6の数値は年度末の見込み

評価のための指標

通番	指標
32	年齢区分別の里親等委託率、登録率及び稼働率
33	里親の種別ごとの里親世帯数、新規里親登録数、委託里親数、委託こども数
34	ファミリーホーム数、新規開設ホーム数、ホームへの委託こども数
35	里親世帯数に対する委託里親の割合(年間に1回でも委託のあった里親数)
36	里親登録に係る審議会の開催回数
37	里親支援センターの設置数
38	民間フォスタリング機関の設置数【目標値設定なし】
39	里親に関する法定研修以外の研修の実施回数・受講者数

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

国の新しい社会的養育ビジョンでは、代替養育が必要な場合は、「家庭養育優先原則」のもと、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームへの委託を優先することとされており、ケアニーズが非常に高いこどもやこども本人の家庭環境に対する抵抗感が強いケースについては、「できる限り良好な家庭的環境」である施設において、専門的なケア等を実施しながら、できるだけ早期に家庭養育へ移行させることとされています。

また、施設には、小規模かつ地域分散化を進めるとともに、豊富な体験によるこどもの養育の専門性を基に、より個別的な対応や里親支援の機能、地域の相談に応じる機能、市町への支援機能など、高機能化及び多機能化・機能転換が求められています。

主な取組内容

(1) 各施設の現状と今後の取組方針

県内には、乳児院2か所、児童養護施設 10 か所があり、各施設において、小規模かつ地域 分散化を進めるとともに、研修等を通じて職員の専門性を高めるなど、こどもに寄り添ったケ アが実施できる体制を整備し、個々のこどもの状況に応じた養育に努めてきました。

また、地域における活動にも積極的に参加するとともに、施設の行事に地域住民を招待する など、地域とともにこどもを育む施設運営を行ってきました。

県内における乳児院や児童養護施設は、こどもの養育やケア、家庭への相談支援等に関する 豊富な経験や知識を持ち、地域とも良好な関係を構築している貴重な地域資源であり、その専 門性を活かし、家庭養育優先原則の中でこどものニーズを踏まえた養育の場を提供できる体制 整備を進めるとともに、地域のこどもや家庭からの相談のほか、在宅支援においても重要な役 割が期待されています。

施設の多機能化・機能転換の方向性としては、できる限り良好な家庭的環境の一時保護専用施設や児童家庭支援センター、里親支援センターの設置のほか、市町の子育て短期支援事業などの家庭支援事業を担うことが考えられます。

こうしたことを踏まえ、施設で養育が必要なこども数の見込みを基に、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みを推進するとともに、各施設の実情を把握しながら、各施設の実施計画の早期達成に向け、適宜助言や支援等に努めます。

前計画の達成見込み

指標	現況値	目標値	達成見込
乳児院の里親支援専門相談員の配	0%	100%	0% [0/ 2 施設]
置率	(R元年度末)	(R6年度末)	
児童養護施設の里親支援専門相談	50%	100%	70% [7/10 施設]
員の配置率	(R元年度末)	(R6年度末)	

≪評価≫

・里親支援専門相談員の配置施設数は徐々に増加してきましたが、人員体制等の問題により 乳児院や一部の児童養護施設で配置されていません。 ・里親支援センターの制度化に伴い、令和6年度以降、県全体で里親支援専門相談員の総数 を増やすことは不可とされており、特に相談員未配置施設の地域においては里親支援セン ターが積極的に支援していく必要があります。

取組の現状と資源の整備方針

● 施設で養育が必要なこども数の見込み

代替養育を必要とするこども数の見込みで算出されたこどものうち、今後5年間で乳児院は9人、児童養護施設は184人にまで減少する見込みとなっています。(表 34)

県内の乳児院2施設と児童養護施設 10 施設の定員数及び入所児童数について、令和6年 10月1日現在、乳児院は定員42人(暫定定員37人)に対し、入所しているこども27人(対定員数64.3%)で、児童養護施設は定員518人(暫定定員409人)に対し、入所しているこども298人(対定員数57.5%)となっています。

県内の乳児院と児童養護施設における今後の定員の見込みについて、県内 12 施設を対象に行った調査結果は表 36、37 のとおりであり、保護を要するこどもたちが行き場がないことにならないよう、里親等委託の進捗状況を踏まえながら見直していくことが適当であり、余裕のある設定としています。

なお、国の措置費制度のあり方にも注視しながら、各施設における小規模かつ地域分散化 や高機能化及び多機能化・機能転換に向け、取組みを進める中で、定員は変動する可能性が あります。

表 36 乳児院の定員の見込み量

(単位:人)

年度	R 7	R 8	R 9	R10	R11
定員数	42	42	42	36	30
措置見込数	23	19	16	13	9

定員数は令和6年10月愛媛県子育て支援課調べ。分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の設置見込はなし。

表 37 児童養護施設の定員の見込み量

(単位:人)

年度	R 7	R 8	R 9	R10	R11
定員数	475	428	407	397	390
措置見込数	303	277	249	218	184

定員数は令和6年 10 月愛媛県子育て支援課調べ。分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設を含む。

● 各施設の小規模かつ地域分散化の状況と今後の見込み量

県内には令和6年 10 月現在、分園型小規模グループケア1か所と地域小規模児童養護施設が6か所あり、これらの総定員数 39 人に対して、同月1日現在で入所しているこどもは32人となっています。(表 38)

大舎制施設においても高校生など年長児については基本的に個室対応としているところですが、こどもへのアンケート結果では、6割超のこどもが1人部屋を希望しており、プライベート空間を重視する傾向が伺えます。一方、2人以上の部屋を希望するこどもは、複数人で過ごすことで安心感を得たい、孤独を感じてしまうなどの理由を挙げており、こどものニーズは多様です。

また、生活していて困ったことや嫌なこととして、「人がたくさんいてうるさい」「自分の

部屋が狭い」「勉強がやりにくい」といった声もありました。

このようなことを踏まえながら、施設の小規模かつ地域分散化を進め、こどもが過ごしや すい生活環境を提供していくことが重要です。

こども・若者の意見

★ こどもの意見

(問) 一緒の部屋(居室)で生活するのは何人がいいと思うか。※一時保護所を除く

	(<u>T</u> /I)	137 (73 0 0 0 0 10
選択肢	回答数	割合
1人	151 人	62.1%
2人	47 人	19.4%
3人	26 人	10.7%
4人	15 人	6.2%
5人	2人	0.8%
6人以上	2人	0.8%
計	243 人	100%

施設の小規模かつ地域分散化については、代替養育を必要とするこどもに対して、地域の中でより家庭的で個別対応ができる生活の場の確保することを目的としており、各施設の実情を踏まえた上で、国の施設整備に係る補助金の活用について適宜助言するとともに、人材確保や人材育成等を支援しながら、小規模かつ地域分散化を一層推進します。

表 38 分園型小規模グループケア等の箇所数及び入所児童数

	種別	施設数	定員数	入所児童数	入所率
分園	園型小規模グループケア	1 施設	6人	5人	83.3%
	今治市	1か所	6人	5人	83.3%
地域	域小規模児童養護施設	4 施設	33人	27 人	81.8%
	松山市	1か所	4人	4人	100.0%
	今治市	1か所	6人	5人	83.3%
	宇和島市	2 か所	11人	8人	72.7%
	八幡浜市	2 か所	12人	10人	83.3%
	計	4 施設 7 か所	39 人	32 人	82.1%

児童養護施設の令和6年10月1日現在の状況。乳児院は該当なし。

<小規模かつ地域分散化された施設数の見込み>

地域の所在地域	R 7	R 8	R 9	R10	R11
南予地域	_	_	1 施設	1 施設	1 施設

令和6年 10 月愛媛県子育て支援課調べ。「小規模かつ地域分散化の例外として、特に困難な課題を抱え、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な、ケアニーズが非常に高いこどもに対して、地域分散化の原則によらず、生活単位が集合する本体施設」を除き、分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設のみで構成された施設数。なお、東予地域及び南予地域の所在施設では、令和 11 年度末までに小規模かつ地域分散化された施設となる見込みはなし。

<分園型小規模グループケア等の箇所数及び入所児童数の見込み> 【県計】

	種別	R 7	R 8	R 9	R10	R11
5)園型小規模グループケア	1か所	1か所	6 か所	7か所	7か所
	定員数	6人	6人	36人	40 人	40 人
	入所児童数	4人	4 人	29 人	33 人	33人
坩	也域小規模児童養護施設	9 か所	10 か所	10 か所	10 か所	11 か所
	定員数	49 人	53 人	53人	53 人	57人
	入所児童数	39 人	43 人	43 人	43 人	46 人
	箇 所 数 計	10 か所	11 か所	16 か所	17 か所	18 か所
	定員数計	54 人	59 人	89 人	93 人	97人
	入所児童数 計	43 人	47 人	72 人	76 人	79 人

全て児童養護施設の見込み。施設数、箇所数及び定員数の見込みは令和6年 10 月愛媛県子育て支援課調べ。 入所児童数は令和6年 10 月 1 日の定員数に対する入所率(%)により算定。

[内訳:東予地域]

種別	R 7	R 8	R 9	R10	R11
分園型小規模グループケア	1か所	1か所	2 か所	2 か所	2 か所
定員数	6人	6人	12 人	12 人	12 人
地域小規模児童養護施設	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
定員数	5人	5人	5人	5人	5人
箇 所 数 計	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
定員数計	11人	11 人	17人	17人	17人

[内訳:中予地域]

種別	R 7	R 8	R 9	R10	R11
分園型小規模グループケア	0 か所	0 か所	0か所	1か所	1か所
定員数	0人	0人	0人	4人	4人
地域小規模児童養護施設	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所	6 か所
定員数	21 人	25 人	25 人	25 人	29 人
置 所 数 計	4 か所	5 か所	5 か所	6 か所	7か所
定員数計	21 人	25 人	25 人	29 人	33 人

[内訳:南予地域]

種別	R 7	R 8	R 9	R10	R11
分園型小規模グループケア	0 か所	0 か所	4 か所	4 か所	4 か所
定員数	0人	0人	24 人	24 人	24 人
地域小規模児童養護施設	4 か所				
定員数	23 人				
箇所数計	4 か所	4 か所	8 か所	8 か所	8 か所
定員数計	23 人	23 人	47 人	47 人	47 人

● 施設における養育体制の現状と機能強化の取組方針

乳児院や児童養護施設等に入所しているこどもの早期の家庭復帰等を支援するとともに、 被虐待児等に対する適切な援助体制を確保するため、措置費上の加配対象として必要な専門 職の配置を推進しています。(表 39)

県では令和6年度から児童養護施設等の児童指導員や夜間対応職員等の確保など体制強化 を支援しているところですが、引き続き、直接処遇職員の充実を図ることで、家庭支援専門 相談員や心理療法担当職員などの専門職の配置を促します。

また、施設が有する専門的な知識や技術等を活かし、地域のこどもや家庭を対象とした相談対応や指導等を実施する施設機能強化推進事業のほか、乳児院等における保護者等に対する養育支援機能や医療機関との連携による支援体制の強化を図る乳児院等多機能化推進事業を推進します。なお、これらの事業を実施している施設は現在ありません。

表 39 専門職の加配施設の状況(令和6年度)

(単位:人)

専門職	家庭支援 専門相談員	心理療法 担当職員	自立支援 担当職員	看護師	職業指導員	個別対応 職員
乳児院	0 [0]	1【1】				
児童養護施設	7 [6]	6 [6]	6 [6]	5 [5]	0 [0]	
児童心理治療施設	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]		
児童自立支援施設	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	
母子生活支援施設	0 [0]	1 [1]	0 [0]	0 [0]		1 [1]
計	7 [6]	8 [8]	6 [6]	5 [5]	0 [0]	1 [1]

専門職の加配施設数及び加配職員数。【】数値は加配施設数。

<専門職の加配施設種別及び加配職員数の見込み>

(単位:人)

専門職	R 7	R 8	R 9	R10	R11
乳児院	2	3	3	3	3
家庭支援専門相談員	0	1	1	1	1
心理療法担当職員	2	2	2	2	2
児童養護施設	29	32	32	32	32
家庭支援専門相談員	8	9	9	9	9
心理療法担当職員	10	10	10	10	10
自立支援担当職員	6	8	8	8	8
看護師	5	5	5	5	5
職業指導員	0	0	0	0	0
児童心理治療施設	1	1	1	1	1
家庭支援専門相談員	0	0	0	0	0
心理療法担当職員	1	1	1	1	1
自立支援担当職員	0	0	0	0	0
児童自立支援施設	0	0	0	0	0
家庭支援専門相談員	0	0	0	0	0
心理療法担当職員	0	0	0	0	0
自立支援担当職員	0	0	0	0	0
職業指導員	0	0	0	0	0
母子生活支援施設	1	1	1	1	1
家庭支援専門相談員	0	0	0	0	0
心理療法担当職員	0	0	0	0	0
自立支援担当職員	0	0	0	0	0
個別対応職員	1	1	1	1	1
計 今和4年10日商採用了至了主播	33	37	37	37	37

令和6年10月愛媛県子育て支援課調べ。

<養育機能強化に向けた事業実施施設数の見込み>

(単位:施設)

	種別	R 7	R 8	R 9	R10	R11
)	施設機能強化推進費※1	0	0	0	0	1
	親子支援事業	0	0	0	0	1 (乳1)
	家族療法事業	0	0	0	0	0
7	乳児院等多機能化推進事業※2	0	2	0	0	0
	育児指導機能強化事業	0	1 (乳1)	0	0	0
	医療機関等連携強化事業	0	0	0	0	0
	障害児等受入体制等強化事業	0	1 (養1)	0	0	0

^{※1)} 昭和62年5月20日付け児発第450号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉施設(こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設)における施設機能強化推進費について」で定める事業

^{※2)} 平成30年3月28日付け子発0328第7号こども家庭庁支援局長通知「乳児院等多機能化推進事業の 実施について」で定める事業

一時保護専用施設の整備促進

先に述べたとおり、一時保護を行う場は、代替養育の場という性格を有することから、閉鎖的環境の一時保護所への入所期間の長期化を防ぎ、家庭養育優先原則を踏まえ、里親等への委託一時保護の活用のほか、安全確保が困難な場合にはできる限り良好な家庭的環境のある児童養護施設等への委託一時保護が安定的に可能となるよう環境整備を進めていくことが重要です。

本県では、令和6年4月から一時保護専用施設(一時保護実施特別加算費取得施設)を3 施設指定しています。(表 40)

今後、一時保護専用施設の新規の指定については、施設の設置意向を踏まえ、所在地域における一時保護委託先のニーズに応じて検討します。

表 40 一時保護専用施設の指定状況

種別	施設数	所在市町	定員数
乳児院	1 施設 (1 ユニット)	松山市	6人
児童養護施設	1 施設 (1 ユニット)	松山市	4人
自立援助ホーム	1 施設	今治市	6人
計	3 施設		16 人

令和6年10月現在の状況。

<一時保護専用施設の整備施設数の見込み(最大数)>

施設種別		R 7	R 8	R 9	R10	R11
	施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	2 施設
乳児院	ユニット数	1ユニット	1ユニット	1ユニット	2ユニット	3ユニット
	定員数	6人	6人	6人	12 人	18 人
	施設数	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	3 施設
児童養護施設	ユニット数	3ユニット	3ユニット	3ユニット	4ユニット	5 ユニット
	定員数	14人	14 人	14 人	18 人	24 人
台头探明 + /	施設数	1 施設				
自立援助ホーム	定員数	6人	6人	6人	6人	6人
=1	施設数	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設	6 施設
計	定員数	26 人	26 人	26 人	36 人	48 人

令和6年 10 月愛媛県子育て支援課調べ。児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設は設置見込なし。

[内訳:東予地域]

施設種別		R 7	R 8	R 9	R10	R11
卢	施設数	1 施設				
自立援助ホーム	定員数	6人	6人	6人	6人	6人
=1	施設数	1 施設				
計	定員数	6人	6人	6人	6人	6人

[内訳:中予地域]

施設種別		R 7	R 8	R 9	R10	R11
	施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
乳児院	ユニット数	1ユニット	1ユニット	1ユニット	2ユニット	2ユニット
	定員数	6人	6人	6人	12 人	12 人
	施設数	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設
児童養護施設	ユニット数	3ユニット	3 ユニット	3ユニット	4ユニット	4ユニット
	定員数	14 人	14 人	14 人	18 人	18 人
=1	施設数	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設
計	定員数	20 人	20 人	20 人	30 人	30 人

[内訳:南予地域]

施設種別		R 7	R 8	R 9	R10	R11
	施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	1 施設
乳児院	ユニット数	0ユニット	0ユニット	0ユニット	0ユニット	1ユニット
	定員数	0人	0人	0人	0人	6人
	施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	1 施設
児童養護施設	ユニット数	0ユニット	0ユニット	0ユニット	0ユニット	1ユニット
	定員数	0人	0人	0人	0人	6人
=1	施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	2 施設
計	定員数	人 0	0人	0人	0人	12 人

● 児童養護施設等の運営法人による児童家庭支援センターの設置促進

児童相談所が身近にない地域等における児童家庭支援センターの設置を促進するため、養育の豊富な経験・知識を持つ乳児院や児童養護施設等を運営する社会福祉法人等に児童家庭 支援センターの設置検討を働き掛けます。

なお、こどもや家庭支援の専門性を有する他の法人等についても児童家庭支援センターの 運営主体となり得ることから、運営事業者の公募に当たっては広く周知に努めます。

<児童家庭支援センターの設置見込み>【P16 再掲】

種別	R 7	R 8	R 9	R10	R11
こども家庭支援センター みどり(宇和島市)	1 施設				
松山圏域【新設】	_	_	_	_	1 施設
今治・上島圏域 【新設】	_	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
八幡浜・大洲圏域【新設】	_	_	1 施設	1 施設	1 施設
計	1 施設	2 施設	3 施設	3 施設	4 施設

里親支援センターの設置促進

「8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」で示したとおり、本県でのフォスタリング業務については、養育の専門性や知見を有する民間団体による里親支援センターを中心に、児童相談所や施設(里親支援専門相談員)等の関係機関と連携して行うこと

としています。

乳児院や児童養護施設は里親支援センターの有力な担い手であり、新たに設置を検討している南予子ども・女性支援センター管内の里親支援センターについては、これらの施設を運営する社会福祉法人に里親支援センターの設置検討を働き掛けます。

<里親支援センターの設置数の見込み>【P53 再掲】

児童相談所	里親支援センター	R 7	R 8	R 9	R10	R11
福祉総合支援センター	えひめ里親支援サポート 支援センターコイノニア	1 施設				
東予子ども・女性 支援センター	里親支援センター子ど もリエゾン	1 施設				
南予子ども・女性 支援センター	(未定)	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1施設
計		3 施設				

福祉総合支援センター及び東予子ども・女性支援センター管内の里親については、里親支援センター2施設が連携・分担して支援を実施。

● 妊産婦等生活援助事業の実施施設の見込み

当面は本県が運営を委託している母子生活支援施設内の事業所で県下全域をカバーすることとしており、各地域での本事業のニーズを踏まえて各市(福祉事務所)に設置を働き掛けます。

現時点で本事業の実施施設数についての定量的な整備目標を定めることは困難であるため、 各市の検討状況を踏まえながら適宜計画を見直します。

● 市町の家庭支援事業を委託されている施設の見込み

乳児院や児童養護施設などの施設においてはソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を有しており、令和4年改正児童福祉法により創設・拡充された家庭支援事業の担い手として活用していくことが重要です。

このため、各市町はこども家庭のニーズを適切に把握し、必要な家庭支援事業の実施体制 を構築することが重要であり、地域にある施設の積極的な活用を促すとともに、各施設に対 しても事業実施に向けて必要な助言を行うなど支援に努めます。

現在、県内の市町において委託している家庭支援事業は子育て短期支援事業のみで、委託 を受けている施設の状況は表 41 のとおりです。

表 41 子育て短期支援事業の委託を受けている施設の状況

種別	市町数	施設数
乳児院	4 市町	2 施設
児童養護施設	11 市町	10 施設
母子生活支援施設	1市	1 施設

令和6年10月現在の状況。

<市町の家庭支援事業を委託されている施設数の見込み>

<市町の家庭支援事業を委託されている施設数の見込み> (単位:施語									
家庭支援事業	R 7	R 8	R 9	R10	R11				
子育て短期支援事業	13	13	13	13	13				
乳児院	2	2	2	2	2				
児童養護施設	10	10	10	10	10				
母子生活支援施設	1	1	1	1	1				
児童育成支援拠点事業	1	1	1	1	1				
乳児院	1	1	1	1	1				
児童養護施設									

令和6年10月愛媛県子育て支援課調べ。児童育成支援拠点事業については公募予定のため施設種別は未定。 その他の家庭支援事業については実施見込なし。

評価のための指標

通番	指標
40	小規模かつ地域分散化した施設数・入所児童数
41	養育機能強化のための専門職の加配施設数・加配職員数
42	養育機能強化のための事業の実施施設数
43	一時保護専用施設の整備施設数
44	児童家庭支援センターの設置施設数
45	里親支援センターの設置施設数
	※フォスタリング事業の実施施設数【目標値設定なし】
46	妊産婦等生活援助事業の実施施設数
47	市町の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

施設や里親など社会的養護の下で育ち、社会へ自立するこども・若者、いわゆるケアリーバーは、自立後に家族や親族などの支援が期待できないケースも多く、社会生活を送る中で日常的な困りごとや対人関係、就労、住居、経済的な問題など様々な問題に直面した際、相談先や支援者が少なく、孤独・孤立感を抱えながら厳しい状況で生活することになります。

これまで県では、本人の意向を踏まえながら、支援の対象となる 22 歳まで自立援助ホームでの生活指導支援や、就業・経済的支援に取り組んできたほか、児童養護施設でも入所中のこどもに対し、自立支援計画を策定するととともに、自立に向けたリービングケアをはじめ、退所後も相談や里帰りの招待などのアフターケアを行ってきました。

このような中、令和4年改正児童福祉法では、社会的養護経験者等の実態把握及びその自立のために必要な支援を都道府県等が行わなければならない業務として明確化されるとともに、児童自立生活援助事業について自立援助ホーム以外への実施場所や年齢制限の弾力化等による対象拡大がなされたほか、ケアリーバー等が集い、必要に応じて相談や情報提供、必要な機関へのつなぎを支援する社会的養護自立支援拠点事業が創設されました。

今後とも、困難を抱えやすい社会的養護経験者等のニーズに合わせて、安定した社会生活 が送れるよう、児童相談所や児童養護施設、自立援助ホーム、里親支援センター等の関係機 関が連携し、継続的かつきめ細かな支援に取り組んでいく必要があります。

主な取組内容

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込みと実情把握

本県における社会的養護経験者等の実情については、これまで愛媛児童福祉施設連合会において、3年ごとに児童養護施設の退所者を対象とした実態調査により把握に努めていますが、これまで県内のファミリーホームや里親、自立援助ホーム等の措置解除者や一時保護が行われた者についてはその実情が把握できていません。

このため、これらの社会的養護経験者等への支援の状況やニーズなど広く情報収集した上で、県として今後取り組むべき支援施策のあり方を検討します。

《自立支援を必要とする社会的養護経験者数の見込み》

- ・令和6年6月1日現在で児童養護施設、ファミリーホーム及び里親家庭において代替養育を受けているこどもの年齢を基準とした各年度に18歳に到達するこども数の見込みは表42のとおりです。なお、実際には年度途中におけるこども数の増減がありますが、便宜上、令和6年6月1日現在で代替養育を受けているこどもを基準としています。また、児童心理治療施設や児童自立支援施設においては、在所中に18歳を迎えるこどもがほとんどいないことから考慮していません。
- ・代替養育を受けているこどものうち年度中に 18歳を迎えた者については、ほとんどが高等学校等在学中であることから基本的には措置延長による自立支援を行っています。(表 43)
- ・高等学校等卒業者の措置延長状況を見ると、翌年度5月1日現在で在所又は委託中の者は 少なくなり、就職を機に措置解除となる者が多くなっています。(表 44)

表 42 各年度に 18 歳到達を迎えるこども数の見込み

(単位:人)

年度	R 7	R 8	R 9	R10	R11
児童養護施設	28	26	24	22	28
ファミリーホーム	4	6	10	5	0
里親	9	7	5	8	7
計	41	39	39	35	35

表 43 措置延長の状況

(単位:人)

1 4 Dil		R3年度中		R 4年度中			R 5年度中			
	種別	児養	FΗ	里親	児養	FΗ	里親	児養	FΗ	里親
	歳到達の前日に在籍して たこどもの措置延長状況	29	3	6	24	2	4	34	3	5
	うち措置延長を実施	24	3	6	20	2	4	31	3	4
	うち措置延長を未実施	5	0	0	4	0	0	3	0	1

こども家庭庁「児童養護施設等入退所状況等調査」より。

表 44 高等学校等卒業者の措置延長の状況(翌年度5月1日現在)

(単位:人)

任山		R 3年度		R 4年度			R 5年度			
	種別	児養	FΗ	里親	児養	FΗ	里親	児養	FΗ	里親
	等学校等卒業者数 当年度末)	29	6	12	26	1	2	34	3	4
	うち在所又は委託中	2	1	3	3	0	1	11	0	3
	うち措置解除	27	5	9	23	1	1	23	3	1

こども家庭庁「児童養護施設等入退所状況等調査」より。本調査における高等学校等とは、高等学校(全日制、定時制及び通信制)、中等教育学校後期課程、高等専門学校及び特別支援学校高等部をいう。

(2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組の推進

令和4年改正児童福祉法により、児童自立生活援助事業による自立支援について、自立援助ホームに加え、こどもが過ごしてきた施設や里親家庭等にも拡大され、自立支援の対象年齢も最長 22 歳の年度末まででしたが、安定した生活が送ることができると認められるまで支援を受けることが可能となりました。

また、創設された社会的養護自立支援拠点事業においては、措置解除者やこれまで虐待 経験等がありながらも公的支援につながらなかった者への支援のほか、長く過ごしてきた 施設職員や里親には迷惑や不安を与えたくないという思いから相談できないとの若者の声 もあり、その受け皿としての役割が期待されています。

このような中、社会的養護経験者等への自立支援においては、本人の意思を最大限尊重 しながら、それぞれが置かれている状況やニーズに合わせて適切な支援を提供することが 重要であり、児童相談所と関係機関とが連携し、着実な社会的自立に向けた切れ目のない 伴走型支援に取り組みます。

前計画の達成見込み

指標	目標値		見込み
打日信示 	(R6 年度末)	(設定の考え方)	
社会的養護自立支援事業の実施率 ** (実施数/希望者数)	100% (毎年度)	希望者全員へ の援助実施	100%(R5 年度) [実施数13人/希望者13人]
自立援助ホームの実施か所数	6 か所	現況(4か所)を 踏まえ設定	9 か所(R6.10.1 現在)
自立援助ホームの入所者数	入所ニーズを 踏まえ対応	_	28 人(R6.10.1 現在) [総定員数 54 人]

[※]令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、令和5年度末で本事業は終了している。

≪評価≫

- ・措置延長終了後、引き続き施設や里親、ファミリーホームで生活しながら自立を目指す必要がある場合に適切に支援を実施しました。令和6年度からは児童自立生活援助事業として実施しています。
- ・自立援助ホームは義務教育終了後の 15 歳~20 歳までの里親や児童養護施設等の入所措置を解除された者などを対象とし、入所を希望する者に十分説明し、本人の意向を踏まえて、適切に援助決定しています。
- ・自立援助ホームは必要な設備・運営の基準を満たし、県へ届出することで開設することが 可能であり、近年増加傾向にあります。

取組の現状と資源の整備方針

児童自立生活援助事業の実施か所数の見込み

県内における児童自立生活援助事業による支援対象者は、令和6年 10 月1日現在、自立援助ホーム 28 人、里親家庭5人及びファミリーホーム2人の計 35 人となっています。児童相談所における児童自立生活援助事業の実施決定に当たっては、本人に今後の見通しを十分に説明した上で、本人の意向を十分に考慮する必要があります。

里親家庭やファミリーホームで 18 歳到達を迎え、同じ場所で 20 歳を超えて新規で自立支援を受けるケースは、対象者の進学や就職等の状況によるところが大きいですが、表 43、44の状況を踏まえると年間で3人程度(里親2人、ファミリーホーム1人)と考えられます。

また、自立援助ホームは、共同生活の中で、生活相談や就業支援などの支援を受けながら 自立を目指す事業所で、施設等を退所後に自立援助ホームの入所を希望する者に対して援助 決定していますが、全9か所の総定員 54 人のうち入居率は全体の約5割に止まっており、 地域資源として充足していると言えます。

なお、児童養護施設においては、高等学校卒業後に進学する者等について対象者の意向を踏まえ、20歳まで措置延長により同じ施設で生活するケースがありますが、これまで 20歳を超えて施設に在所したケースはほとんどありません。ただし、退所後に様々な事情により帰住先を失うケースもあることから、そのような対象者には必要に応じて児童自立生活援助事業を活用できるよう支援します。

(単位:か所)

<施設類型別の児童自立生活援助事業の実施か所数の見込み>

児童自立生活援助事業	R 7	R 8	R 9	R10	R11
施設類型I型	9	9	9	9	9
自立援助ホーム	9	9	9	9	9
施設類型Ⅱ型	0	0	0	0	0
児童養護施設	0	0	0	0	0
施設類型Ⅲ型 ※	10	9	10	10	10
里親	7	6	7	7	7
ファミリーホーム	3	3	3	3	3

R6年10月1日現在で児童自立生活援助事業による支援を受けている者の年齢を基準に22歳まで支援継続するものとした上で、各年度新規に支援決定する者3人(里親2人、FH1人)を22歳まで支援継続するものと仮定して計上。

社会的養護経験者等の実情把握に向けた調査の実施

社会的養護経験者へのアンケート結果では、退所後の進路について9割近くが希望どおりとなっており、施設や里親家庭で生活中の自立支援で満足したこととして、「進路相談」「お金の使い方」「家事・料理」「携帯電話の契約」の割合が多くなっています。

リービングケアにおいては、社会へ巣立つ前にどのような支援が必要とされているのか、 施設職員や里親家庭など社会的養育に携わる関係者が共通認識を図る必要があります。

また、今の生活で困っていることとして、「お金のこと」「将来のこと」「健康のこと」の割合が多くなっています。今後とも、社会的養護経験者等の困りごとや悩みごとの傾向を把握し、ニーズに合った自立支援を提供することが重要です。

こども・若者の意見

★ 若者の意見

(問) 希望する進路を選択することができたか。

選択肢	回答数	割合
選択できた	38 人	88.4%
選択できなかった	5人	11.6%
計	43 人	100%

割合の分母はアンケートの全回答数 43 人として算出。

(問)施設や里親家庭にいたとき、自立に向けた支援で満足したことは何か。(複数回答)

選択肢	回答数	割合
進路相談	34 人	79.1%
お金の使い方	23 人	53.5%
家事・料理	20 人	46.5%
携帯電話の契約	20 人	46.5%
住居さがし	17 人	39.5%
金銭的援助	17人	39.5%
身だしなみ	15 人	34.9%
生活訓練(一人暮らし体験等)	13 人	30.2%
行政での手続き(転入出届など)	12 人	27.9%
保険の加入	8人	18.6%

(問) 今の生活で困っている内容は何か。(複数回答)

選択肢	回答数	割合
お金のこと	14 人	63.6%
将来のこと	11 人	50.0%
健康のこと	9人	40.9%
職場の人間関係のこと	7人	31.8%
家事のこと	7人	31.8%
親やきょうだいのこと	6人	27.3%
仕事のこと	6人	27.3%
友人のこと	4人	18.2%
異性のこと	3人	13.6%
配偶者のこと	1人	4.5%
こどものこと	0人	0.0%

割合の分母は「困っていることはあるが、生活するうえで支障はない」「困っていることがあり、 生活するうえで支障がある」と回答した22人として算出。

今後、社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するためのアンケート等の調査の定期的な実施について検討します。調査により得られたデータについては、関係機関と共有し、自立支援施策に反映していきます。

社会的養護自立支援協議会の設置

本県における社会的養護経験者等の自立支援体制を整備していくに当たり、社会的養護経験者等をはじめ関係機関を構成機関とする社会的養護自立支援協議会の設置や関係機関の自立支援ネットワークへの参画など、支援ネットワーク体制の構築を検討します。

社会的養護自立支援拠点の整備か所数の見込み

令和6年 11 月に県内で初となる民間の社会的養護自立支援拠点が1か所設置され、対象者同士の交流の場の提供や相談支援、短期間の居場所の提供のほか、運営法人等による就労機会の提供や食糧支援を行っています。

また、県内の4か所に設置されているサテライト拠点においても、同様な支援が行われています。

今後、県内における支援拠点の必要数については、現在の事業所の周知啓発に努め、潜在 的支援ニーズの掘り起こしに取り組みながら、利用者数の状況を踏まえて検討していきます。

≪社会的養護自立支援拠点事業所の概要≫

事 業 所 名	愛媛県社会的養護自立支援拠点事業所「クマノミ」
所 在 地	松山市二番町3-7-27 パウンドビル
運営者	一般社団法人いこなす
(運営協力)	特定非営利活動法人eワーク愛媛
サテライト拠点	今治拠点(今治市唐子台東3-14-12)
	新居浜拠点(新居浜市萩生 1309-1)
	鬼 北 拠 点(鬼北町下鍵山 54)
	宇和島拠点(宇和島市栄町港2-4-16)

評価のための指標

通番	指標
48	児童自立生活援助事業の実施か所数(Ⅰ型~Ⅲ型それぞれの入居人数)
49	社会的養護自立支援拠点事業の整備か所数
50	社会的養護自立支援協議会の設置など社会的養護自立支援体制の整備状況

11 児童相談所の強化等に向けた取組

急増する児童虐待に対応するため、平成30年12月に策定された国の「児童虐待防止対策総合強化プラン」に沿って、児童相談所における児童福祉司等を増員することが打ち出され、県内にある3か所の児童相談所(福祉総合支援センター、東予子ども・女性支援センター、南予子ども・女性支援センター)においても専門人材を計画的に増員してきました。

このような中、全国の児童相談所における相談対応件数は一貫して増加しており、痛ましい事件も後を絶たない状況を受け、国は令和4年12月に「新たな児童虐待防止対策体制強化プラン」を策定し、児童相談所における迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進や市町村の相談支援体制の強化など必要な取組みを着実かつ強力に進めることを打ち出しました。

こうした状況を踏まえ、児童虐待を早期に発見し、適切に対応するため、本県における児 童相談所の強化等に向けた更なる取組みについて検討する必要があります。

前計画の達成見込み

+15.4元	目標値		実績
指標	(R4 年度末)	(設定の考え方)	(R4 年度)
児童福祉司数	50人	国標準に応じた数	51 人
里親養育支援児童福祉司	3人	各児童相談所に1人	2人[福総・東予各1人]
市町支援児童福祉司	1人	福祉総合支援センターに1人	0人

≪評価≫

- ・児童福祉司数については、管内人口や児童虐待相談対応件数に応じた国の標準を上回る人 数が確保されています。
- ・里親養育支援児童福祉司について、南予子ども・女性支援センターにおいては配置されて いませんが、保健師1名が里親支援を担当しています。
- ・市町支援児童福祉司について、児童相談所長経験者を児童支援コーディネーター(会計年 度任用職員)として1人配置しています。

主な取組内容

(1) 中核市における児童相談所の設置に向けた取組

国においては、中核市・特別区に児童相談所の設置を推進することとしていますが、本県の中核市である松山市においては、こども家庭センターと市中心部にある児童相談所(福祉総合支援センター)との重層的な体制強化が児童虐待防止に有効であるとしており、現時点では同市による児童相談所の設置意向はありません。

今後とも、松山市と緊密に情報共有するとともに、松山市が児童相談所の設置に向けて検討を進める際には、設置場所や人材確保等をはじめ、具体的な懸案・課題等を把握し、積極的に具体的な支援策について協議します。

(2) 児童相談所の体制強化

こどもが配偶者間の暴力を目撃した場合(面前DV)の心理的虐待による警察からの通報

の増加や、相次ぐ児童虐待事件を受け、社会的関心が高まっていることなどから、児童虐待相談対応件数は高い水準で推移しています。(表 45)

県においては、国の標準に応じた児童福祉司や児童心理司等の専門職を各児童相談所に適正に配置するとともに、研修等による専門性向上にも取り組むことで、こどもの最善の利益を最優先とした方針決定を行える体制を整備し、こどもの最善の利益の実現を目指します。

また、福祉総合支援センターに市町支援児童福祉司を配置し、市町のこども家庭支援のバックアップに努めます。

さらに、児童虐待とDVの関連性を踏まえ、児童相談所と女性相談支援センターや配偶者 暴力相談支援センター等のDV相談に対応する機関が連携し、緊密な情報共有をもとに、必 要に応じた支援を行います。

表 45 児童虐待対応件数

(単位:件)

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
県	1, 172	1, 470	1, 406	1, 741	1, 542
市町	874	931	1, 208	1, 438	1, 336
合計	2,046	2, 401	2,614	3, 179	2, 878
対R 1年度比		117%	128%	155%	141%

厚生労働省「福祉行政報告例」による(ただし、R3年度以前の数値は今後訂正する場合があるため参考値)

取組の現状と資源の整備方針

児童相談所の管轄人口について

児童相談所の管轄区域については、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県等が定めることとされており、国は管轄人口 100 万人までの範囲を目安としている一方、児童相談所の新設等により管轄人口を概ね 50 万人以下とするよう見直しを積極的に検討することとしています。

本県の児童相談所の管轄人口について、福祉総合支援センターが 50 万人を超えていますが、現時点において、中核市の松山市に児童相談所の設置意向はなく、本県としても管轄区域の変更等をする予定はありません。

なお、「3 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組」に記載のとおり、今後、児童相談所が身近にない地域等における児童家庭支援センターの設置を促進し、地域のこども家庭支援を強化することとしています。

【県内の児童相談所の管轄区域・人口】【再掲】

名称	所在地	管轄区域	管内面積・人口
福祉総合支援センター	松山市本町7丁 目2番地	松山市・今治市・八幡浜 市・大洲市・伊予市・東 温市・上島町・久万高原 町・松前町・砥部町・内 子町・伊方町	面積 2,949 k ㎡ 人口 892,204 人
東予子ども・女性支 援センター	新居浜市星原町 14番38号	新居浜市・西条市・四国 中央市・今治市宮窪町四 阪島	面積 1,166 k ㎡ 人口 303,483 人
南予子ども・女性支援センター	宇和島市丸之内 3丁目1-19	宇和島市・西予市・松野町・鬼北町・愛南町	面積 1,562 k ㎡ 人口 139,154 人

管内人口は令和2年国勢調査、管内面積は令和2年国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。

児童相談所業務の第三者評価の実施

国は平成31年3月19日の関係閣僚会議において「児童虐待防止対策の抜本的強化」を決定し、「児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努める」ものとし、令和元年の児童福祉法の改正により、児童相談所業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより当該業務の質の向上に努めなければならないこととされました。

これを受け、本県でも令和4年度に福祉総合支援センターを対象とした評価機関による第 三者評価を受審し、他の児童相談所にもその内容を共有することで、各児童相談所業務の改 善に取り組んできました。

第三者評価については、国の児童相談所における第三者評価ガイドライン(案)において、「評価の実施」「改善の取組み」「改善した結果についての確認・評価」というプロセスが必要となるため、3か年度毎に1回のサイクルで実施することが望ましいとされています。

このため、本県の各児童相談所について、一時保護所の第三者評価と時期を合わせて、3 か年度毎に1回のサイクルで第三者評価を実施します。

<児童相談所業務の第三者評価の年次計画>

児童相談所	R 7	R 8	R 9	R10	R11
福祉総合支援センター	0			0	
東予子ども・女性支援センター		0			0
南予子ども・女性支援センター			0		

● 児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー(SV)及び児童心理司の配置数

本県では、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び児童心理司数について、国の標準を満たすよう適正な配置に努めているところです。(表 46)

今後、県内人口の更なる減少が見込まれる中、近年の虐待相談対応件数の推移を考慮する と、配置標準数は当面、現状と同水準となることが見込まれます。引き続き、迅速かつ的確 な対応に支障が生じないよう適正な配置に努めます。

表 46	児童福祉司等の配置	人数の推移	(各年度4月1日現	,在) (単位:人)
------	-----------	-------	-----------	------------

		*			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
児童福祉司	41	46	51	52	51
児童福祉司SV ※1	8	9	9	8	9
児童心理司	18	19	24	25	27
児童虐待相談対応件数 (基準年度) ※2	890 件 (H30)	1,172件 (R1)	1,470 件 (R2)	1,406件 (R3)	1,741件 (R4)

^{※1)}配置標準は児童福祉司5人につき1人(6で除した数。1未満の端数は四捨五入)。

市町支援児童福祉司の配置数

市町支援児童福祉司は、市町相互間の連絡調整や担当区域内のこどもに関する状況の通知 及び意見の申出その他関係機関との連絡調整などを行う所員であり、本県の配置標準数は1 人となっています。

今後、福祉総合支援センターに市町支援児童福祉司を1人配置し、児童相談所と市町間の 連携の円滑化を図るとともに、市町のこども家庭支援の取組みをバックアップします。

^{※2)} 配置標準の算定上、当該年度の前々年度の児童虐待相談対応件数が適用される。令和7年度は令和 5年度の件数(1,542件)が適用。

なお、具体的な配置年度については計画期間中を目指しますが、具体的な年度を定めることが困難であるため、本計画期間の最終年度である令和 11 年度とします。

医師及び保健師の配置数

医師又は保健師(児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする 指導をつかさどる所員)については、児童虐待や発達障害、非行など心身の発達等に課題の あるこどもに対する医学的判断等からこどもと保護者に対する心の治療に至るまでの連続的 な関わりが必要であることから、各児童相談所に医師及び保健師をそれぞれ1人以上配置す ることされています。

本県の各児童相談所における医師及び保健師の配置状況は表 47 のとおりです。

各児童相談所では、ケースの状況に応じて嘱託医によるこどもや保護者との面談や援助方針への助言が得られる体制を整備しており、児童相談所勤務の医師を確保することは困難であることから、当面は嘱託医による対応を継続します。

また、保健師についても、年度毎の配置数を見込むことは困難であり、計画期間を通じて 新規採用や人事ローテーションの中で必要な数が確保できるよう努めます。

衣47 医師及び保健師の配直状況 ((中和6年4	月1日現住) (単位:人)
児童相談所	区分	配置数
与144人士拉上、5	医師	2 (嘱託)
福祉総合支援センター	保健師	7(うち児童福祉司6)
キマフバナー ≠ 桝 ナ ゼ にこっち	医師	2 (嘱託)
東予子ども・女性支援センター	保健師	2(うち児童福祉司 1)
ナマフバナーナ州ナゼルンカ	医師	2 (嘱託)
南予子ども・女性支援センター	保健師	2(うち児童福祉司 1)
=1	医師	6 (嘱託)
計	保健師	11 (うち児童福祉司 8)

表 47 医師及び保健師の配置状況(令和6年4月1日現在) (単位:人)

● 弁護士の配置について

児童相談所業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる配置を行うこととされており、本県では愛媛弁護士会に委託し、各児童相談所での弁護士による定期的な来所相談や臨時相談など専門的立場からの助言や支援を受けられる体制を整備しています。

今後、一時保護時の司法審査が導入されるなど、児童相談所における法的対応機能のより 一層の強化が求められる中、現時点で年度毎の配置数を見込むことは困難ですが、現場にお ける法的支援体制のニーズを踏まえながら、弁護士の職員配置を含め、必要な体制強化の方 針を検討します。

児童相談所職員の人材育成に向けた研修の実施

児童相談所は、常にこどもの最善の利益を優先しながら、こどもの権利の実現に向けた援助活動を展開する必要があり、児童相談所職員においては、こども家庭福祉に係る専門性を 積み上げていくことが求められています。

このため、児童相談所職員の専門性の向上を図るため、児童相談所初任者への任用後研修

のほか、様々な相談援助スキルの習得に向けた研修受講を推進します。

また、採用時からの経験年数別の育成目標に応じた体系的な研修計画や定着のためのフォロー体制を含む人材育成計画を定めておくことが重要であるため、今後、本県の児童相談所職員の人材育成計画の策定を検討します。特に、令和4年改正児童福祉法により児童福祉司任用資格の1つに位置付けられたこども家庭ソーシャルワーカーについては、国においてもこども家庭福祉分野における専門性向上のために児童相談所やこども家庭センター等の職員の資格取得を推進しており、今後、児童相談所職員が資格取得に必要な研修を受講しやすいよう環境づくりに努めます。

<児童相談所職員への研修実施年次計画>

研修内容	R 7	R 8	R 9	R10	R11
児童福祉司任用後研修 ※	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
【受講者数】	19 人	19人	19人	19人	19人
児童福祉司SV任用前研修 ※	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
【受講者数】	6人	6人	6人	6人	6人

[※]各年度の受講者数を見込むことが困難であるため、R6年度の受講者数の実績による。また、その他の 児童相談所職員が受講する個別研修については省略。

児童相談所における専門職の配置数

本県では児童相談所におけるこども家庭福祉分野の専門人材を確保するため、平成28年度から採用区分に福祉職を創設し、児童相談所や児童自立支援施設等へ配置しています。 県内の各児童相談所における専門職の配置状況は表48のとおりです。

なお、現時点で年度毎の専門職の配置状況を見込むことは困難ですが、引き続き、専門職の採用活動を積極的に行いながら、児童相談所職員における専門職の割合を引き上げることを目指します。

表 48 児童相談所における専門職 ※1の配置状況(令和6年4月1日現在) (単位:人)

児童相談所	福祉	医師	保健師	看護師	保育士	心理	児支 専員	その他 専門職	全職 員数 ※2	専門職 の割合
福祉総合支援 センター	9	2	7	0	2	21	5	2	77	62.3 %
東予子ども・女 性支援センター	8	2	2	1	0	6	1	0	27	74.1 %
南予子ども・女 性支援センター	5	2	2	0	0	3	0	0	20	60.0 %
計	22	6	11	1	2	30	6	2	124	64.5 %

^{※1)}専門職の範囲については、児童相談部門及び一時保護所業務に従事する福祉職、医師、保健師、看護師、保育士、心理職(心理カウンセラーを含む)及び児童自立支援専門員とし、弁護士を配置した場合は専門職に含む。また、産休又は育休等による休職中の者を含む(※2も同じ)。

^{※2)} 常勤・非常勤を問わない。事務専任職員及び庁舎警備員を除く。

評価のための指標

通番	指標
51	児童相談所の管轄人口
52	第三者評価を実施している児童相談所数・割合
53	児童福祉司及び児童心理司の配置数
54	市町支援児童福祉司の配置数
55	児童福祉司スーパーバイザーの配置数
56	医師の配置数(常勤・非常勤の内訳)
57	保健師の配置数
58	弁護士の配置数(常勤・非常勤の内訳)
59	こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修(児童福祉司任用後研修、
	こども家庭ソーシャルワーカーの養成研修等)の受講者数
60	児童相談所における専門職配置数・割合

12 障害児入所施設における支援

平成 23 年の厚生労働省「障害児入所施設の小規模ケア化、地域分散化を推進する上での課題に関する調査報告書」において、先進的な施設の実践からこどもたちの豊かな成長・発達のために「小規模な居住形態での暮らし」が有効であるとの報告がなされるとともに、平成26 年の厚生労働省「今後の障害児支援の在り方について(報告書)」においても、「障害児入所施設については、『子どもが育つ環境を整える子どもの施設』『子ども本人が望む暮らしを保障する施設』といった幼児期からの子どもの育ち、発達に係る基本的な観点から、より家庭に近い生活環境、少人数の生活の場、普通の暮らしの環境、個々に配慮した生活環境とすべき」との提言がなされたところです。

主な取組内容

(1)障害児入所施設の小規模化の推進

障害児入所施設におけるこどもの暮らしには、障がいに対する正確な理解と障がい特性に 応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境が必要であることから、県内の障害 児入所施設におけるユニット化等によるケア単位の小規模化を推進します。

地域の現状

本県における福祉型障害児入所施設は5施設あり、現在、人員確保等の問題から小規模グループケアによる養育環境を提供している施設はありません。(表 49)

表 49 福祉型障害児入所施設の状況(令和6年10月1日現在) (単位:人)

施設形態	施設(ユニット)数	定員数	入所児童数	入所率
_小規模グループケアユニット	0	0	0	0.0%
うちサテライト型	0	0	0	0.0%
大舎(20人以上)	1	30	11	36.7%
中舎(13人~19人)	0	0	0	0.0%
小舎(12人以下)	4	40	24	60.0%
計	5	70	35	50.0%

小舎制施設のうち1施設(定員10人)は入所停止中。

(別表)

各市町の家庭支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 子育て短期支援事業
- 2 養育支援訪問事業
- 3 一時預かり事業
- 4 子育て世帯訪問支援事業
- 5 児童育成支援拠点事業
- 6 親子関係形成支援事業

各市町において策定中